

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○福島県税条例の一部を改正する条例	四一
○福島県税特別措置条例の一部を改正する条例	四一
○福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	四四
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	四四
○知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	四五
○福島県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	五五
○福島県国民健康保険条例の一部を改正する条例	五五
○福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	五五
○福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	六五
○福島県認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例	六五
○福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	六六
○福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	七六
○福島県児童福祉施設条例等の一部を改正する条例	七七
○福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	七七

条 例

福島県税条例の一部を改正する条例、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例、

福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例、福島県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例、福島県国民健康保険条例の一部を改正する条例、福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例、福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県幼保連携型認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例、福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県児童福祉施設条例等の一部を改正する条例及び福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県条例第六十号

福島県税条例の一部を改正する条例

第一条 福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の六第一項中「第十二条の二第二項」を「第十二条第二項」に改める。
 附則第五条の四の二第一項第一号中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同条第三項中「同条第十四項」を「同条第十六項」に改める。
 附則第五条の四の三の表附則第五条の四の二第二項第一号の項中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同条第二項中「第四項まで若しくは第六項から第十項まで」を「第五項まで若しくは第七項から第十一項まで」に改め、同項の表附則第五条の四第一項第一号の項中「第九項」を「第十項」に改め、同表附則第五条の四の二第二項第一号の項中「第四項まで若しくは第六項から第十項まで」を「第五項まで若しくは第七項から第十一項まで」に改める。

附則第六条第三項中「及び附則第三条の二第二項」を「並びに附則第三条の二第二項、附則第五条の八第二項及び附則第五条の九第二項」に、「とする」を「と」と、附則第五条の八第二項第一号及び附則第五条の九第二項第一号中「及び」とあるのは「、附則第六条第二項及び」とする」に改める。

第二条 福島県税条例の一部を次のように改正する。

附則第八条中第十三項を第十四項とし、第八項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項中「同じ。」の下に「及び第五項（前二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「第四項の」を「第四項又は第五項の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」の下に「及び第五項」を加え、「同項」を「これらの規定」に、「のうち第六項」を「のうち第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの規定」に、「労働者派遣（次項）を「労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第一号）」に、「船員

派遣（次項）を「船員派遣（船員職業安定法第六條第十一項）に、「労働者派遣法第二条第二号」を「労働者派遣の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第三十九條第一項第一号ア及び第三号アに掲げる法人並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人（これらの法人が租税特別措置法第四十二條の十二の五第三項に規定する中小企業者等に該当する場合に限る。）に対する事業税の付加価値制の課税標準の算定については、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（前項の規定の適用を受ける事業年度、同法第四十二條の十二の五第五項第一号に規定する設立事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において同じ。）分の事業税に限り、当該法人の同法第四十二條の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額から当該法人の同項第十一号に規定する比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上である場合には、各事業年度の付加価値額から、当該法人の同項第六号に規定する控除対象雇用者給与等支給増加額に、法第七十二條の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額から法第七十二條の二十第二項に規定する雇用安定控除額を控除した額を当該報酬給与額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を控除する。

第十條の二の九第一項第一号中「船舶の使用者」を「船舶（施行令附則第十條の二の二第一項に規定するものを除く。）の使用者」に改める。

第三条 福島県税条例の一部を次のように改正する。

第二十六條の三第一項第三号中「及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項及び」を「から第四号までに掲げる寄附金（」に改める。

第三十九條第一項第一号イ中「並びにこれらの法人」を「（以下イにおいて「所得等課税法人」という。）並びに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の下に「（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加え、同号イに次のように加える。

(1) 特定法人（払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令第十條の二に規定する金額をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）が五十億円を超える法人（イに掲げる法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（これに準ずるものとして施行令第十條の三に規定するものを含む。）をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係（法人税法第二條第十二號の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この号において同じ。）がある法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の公布の日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係（当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。）がある場合及び施行令第十條の四第一項に規定する場合において、当該法人が剰余金の配当（払込資本の額のうち施行令第十條の五に規定する額

の減少に伴うものに限る。以下(1)及び(2)において同じ。）又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの

(2) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとの当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の公布の日以後に、特定親法人（当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(2)において同じ。）と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとの当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるとき及び施行令第十條の四第二項に規定するときに、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの（(1)に掲げる法人を除く。）

第三十九條の三第一項及び第三項中「特定公益信託等」を「公益信託等」に改める。

第三十九條の二十三第一項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

第三十九條の二十三の二第一項中「次条」を「次条第一項」に、「又は特定公益信託等」を「公益信託」に、「特定公益信託等をいう。」を「公益信託をいう。次条第一項において同じ。」又は加入者保護信託（同号に規定する加入者保護信託をいう。）に改める。

第三十九條の二十三の三の見出し中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条第一項中「の受託者」を「又は公益信託（以下この条において「法人課税信託等」という。）の受託者」に、「法人課税信託の信託資産等」を「法人課税信託等の信託資産等」に改め、同条第二項から第四項まで及び第六項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

附則第三條の三を削る。

附則第三條の四中「第十項」を「第十二項」に、「第十一項（同条第十二項）を「第十三項（同条第十四項）に、「第十一項まで」を「第十三項まで」に、「法人を」を「者を」に改め、同条を附則第三條の三とする。

附則第七條の六の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（事業税の納税義務者等の特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第七條の六の四 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四條の二第一項に規定する特別事業再編計画（以下この項において「特別事業再編計

画」という。)について同条第一項の認定を受けた同法第二十四条の第三項に規定する認定特別事業再編事業者である法人(以下この項において「認定特別事業再編事業者」という。)が、当該認定に係る特別事業再編計画(同条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて行う同法第二条第十八項に規定する特別事業再編(生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この項において「特別事業再編」という。)のための措置(同条第十八項第三号、第四号及び第六号に掲げる措置に限る。)として他の法人の株式若しくは出資(以下この項において「株式等」という。)の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日(以下この項において「取得等の日」という。)以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係(法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この項において同じ。)がある場合(その取得又は譲受けに係る対価の額が百億円を超える金額又は一億円に満たない金額である場合を除く。)において、当該他の法人(以下この項において「対象法人」という。)及び当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第二十四条の第二項の認定の申請の前五年以内に他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人(当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法人のうち総務省令で定めるものに限る。以下この項において「五年以内株式等取得等法人」という。)の行う事業に対する第三十九条第一項の規定の適用については、対象法人又は五年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業年度(同法第二十四条の第三項又は第三項の規定により同法第二十四条の第二項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度)までの各事業年度分の事業税に限り、第三十九条第一項第一号イ(1)及び(2)中「二億円を超えるもの」とあるのは、「二億円を超えるもの(附則第七条の六の四第一項に規定する対象法人及び同項に規定する五年以内株式等取得等法人を除く。)」とする。

附則第七条の七を削る。

第八条の四 削除

附則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中福島県条例附則第四条の六、第五条の四の二及び第五条の四の三の改正規定 令和七年一月一日
- 二 第二条並びに附則第三条及び第六条の規定 令和七年四月一日
- 三 第三条中第三十九条第一項第一号イの改正規定及び附則第七条の六の三の見出し

を削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第四条第一項の規定 令和八年四月一日

第四条 前号及び次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第四条第二項、第五条及び第七条の規定 公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)の施行の日

- 五 第三条中第二十六条の三第一項第三号及び附則第三条の四第一項の改正規定並びに附則第二条の規定 前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日
- 2 第一条の規定による改正後の福島県条例附則第六条の規定は、令和六年四月一日から適用する。

(県民税に関する経過措置)

第二条 所得税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第八号。附則第四条第二項において「所得税法等改正法」という。)附則第三条第一項の規定の適用がある場合における附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の第二十六条の三第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第三号中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第八号)附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされるもの及び」とする。

(事業税に関する経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の福島県条例(附則第六条において「七年新条例」という。)附則第八条第五項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条及び附則第六条において「二号施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、二号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

第四条 第三条の規定による改正後の福島県条例第三十九条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び附則第七条の六の四の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の福島県条例第三十九条の三第一項ただし書及び第三項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次条において「四号施行日」という。)以後に効力が生ずる所得税法等改正法第二条の規定による改正後の法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第十二条第四項第二号に規定する公益信託(公益信託に関する法律附則第四条第一項に規定する移行認可(以下この項及び次条において「移行認可」という。))を受けた信託を含む。)について適用し、四号施行日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託(移行認可を受けたものを除く。)については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

第五条 附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の福島県条例第三十九条

の二十三第一項、第三十九条の二十三の二第一項ただし書及び第三十九条の二十三の三の規定は、四号施行日以後に効力が生ずる同項ただし書に規定する公益信託（移行認可を受けたものを含む。）について適用し、四号施行日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律第一条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第六条 七年新条例附則第十条の二の九第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、二号施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、二号施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（福島県条例の一部を改正する条例の一部改正）

第七条 福島県条例の一部を改正する条例（平成十九年福島県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

（税 務 課）

福島県条例第六十一号

福島県税特別措置条例の一部を改正する条例

福島県税特別措置条例（昭和三十八年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。
 第九条の七中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県税特別措置条例の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（税 務 課）

福島県条例第六十二号

福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例（平成二十四年福島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は法第四十条第一項に規定する指定法人」及び「又は当該指定法人」を削る。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の規定は、令和六年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

2 改正後の第二条の規定は、適用日以後に新設し、又は増設した同条の対象施設等について適用し、適用日前に新設し、又は増設した同条の対象施設等については、なお従前の例による。

（税 務 課）

福島県条例第六十三号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十三年福島県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「又は大規模な事故」を「若しくは大規模な事故」に、「臨時の設置」を「臨時設置」に、「鑑識作業又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会が認めるもの」を「又は鑑識の作業」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次の一号を加える。

三 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業

第十二条第二項中「八百四十円」を「千八十円」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「額は、」の下に「それぞれ」を、「定める額」の下に「（同一の日において当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）」を加え、ただし書を削り、同項第一号中「第一項第一号」の下に「若しくは同項第二号」を、「作業」の下に「又は同項第四号の作業（同項第三号に掲げる作業に相当する作業を除く。）」を加え、同項第二号中「作業」の下に「又は同項第四号の作業のうち同項第二号に掲げる作業に相当する作業」を加え、同項第三号中「及び」を「若しくは同項」に改め、「作業」の下に「又は同項第四号の作業（同項第三号に掲げる作業に相当する作業を除く。）」を加え、「区域内」を「区域」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第一項第三号の作業又は同項第四号の作業のうち同項第三号に掲げる作業に相当する作業が深夜（人事委員会規則で定める時間帯をいう。第二十一条第一項第一号において同じ。）において行われた場合、前項の人事委員会規則で定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額

第二十一条第一項第一号中「（人事委員会規則で定める時間帯をいう。）」を削る。
 第二十九条第一項第一号中「地域部総合運用指令課又は」を削る。
 附則第三項中「（昭和三十六年法律第二百二十三号）」を削る。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十二条の規定は、令和六年一月一日から適用する。

(災害応急作業等手当の内払)
 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された災害応急作業等手当は、改正後の条例の規定による災害応急作業等手当の内払とみなす。
 (人事委員会規則への委任)

3 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(人事課)

福島県条例第六十四号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年福島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第七十三条第一項第一号」を「第七十三条の四第一項第一号」に改め、同条第二号中「第七十三条第一項第二号」を「第七十三条の四第一項第二号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(職員業務課福利厚生室)

福島県条例第六十五号

福島県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

福島県住民基本台帳法施行条例(平成十四年福島県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「本人確認情報」という。の下に「及び法第三十条の四十一の附票本人確認情報(以下「附票本人確認情報」という。)」を加える。

第三条第一項中「(一)の下に「法第三十条の四十四の十三において読み替えて準用する同項の附票本人確認情報の保護に関する審議会を含む。」を加える。

第四条中「者」の下に「(法第三十条の四十四の十三において準用する同項の規定により書面での自己に係る附票本人確認情報の開示を受ける者を含む。)」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(市町村行政課)

福島県条例第六十六号

福島県国民健康保険条例の一部を改正する条例

福島県国民健康保険条例(平成二十九年福島県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項及び第二項中「算定政令附則第四条の規定により読み替えられた」を削り、同条第三項中「算定政令附則第四条の規定により読み替えられた」を削り、「一

般被保険者」を「被保険者」に改める。
 第十五条、第十六条、第十九条及び第二十条中「算定政令附則第四条の規定により読み替えられた」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県国民健康保険条例の規定は、令和六年四月一日から適用する。

(国民健康保険課)

福島県条例第六十七号

福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

第一条 福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年福島県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第二百三十三条中「第三十一条まで」を「、第三十条、第三十一条第四項」に改める。

第二条 福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(令和六年福島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を加え、附則に次の一項を加える。
 (経過措置)

2 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、改正後の福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第九十八条の七(改正後の条例第二百一条の二十二において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第二百一条の十の規定の適用については、改正後の条例第九十八条の七第二項及び第三項並びに第二百一条の十第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、改正後の条例第九十八条の七第四項及び第二百一条の十第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(障がい福祉課)

福島県条例第六十八号

福島県障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和六年福島県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

「第六十条の四 就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員(就労選択

第二家中

に当たるとして厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数
 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を
 合は、推定数による。
 3 第一項に規定する就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該
 援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支
 ない場合はこの限りでない。
 「第六十条の四 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、

支援の提供
 は、就労選
 上とする。
 開始する場
 を

- 一 管理者
- 二 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たるとして厚生労働省の数をいう。以下同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換者の数を十五で除した数以上
- 2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新する場合は、推定数による。
- 3 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設することができるとする。
- 4 第一項第二号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所る者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合い。

次のとおりとす

働大臣が定める
 算方法で、利用
 規に事業を開始
 ならない。ただ
 支援事業所の他
 等の職務に従事
 の職務に従事す
 はこの限りでな

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

福島県条例第六十九号

福島県認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例
 福島県認定こども園の要件を定める条例（平成十八年福島県条例第百六号）の一部を次のように改正する。
 別表の二のアの表満三歳以上満四歳未満の子どもの項中「二十」を「十五」に、同表満四歳以上の子どもの項中「三十」を「二十五」に改め、同表に備考として次のように加える。
 備考 子どもは、年度の初めの日の前日における満年齢とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 （施行期日）
- 2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の別表の二のアの規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の福島県認定こども園の要件を定める条例別表の二のアの規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
 （子育て支援課）

福島県条例第七十号

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。
 第四十七条第三項中「二十人」を「十五人」に、「三十人」を「二十五人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 （施行期日）
- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第四十七条第三項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十七条第三項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
 （子育て支援課）

福島県条例第七十一号

福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例

福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年福島県条例第百号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項の表一の項中「二十人」を「二十五人」に改め、同表二の項中「二十人」を「十五人」に改め、同表備考に次の一号を加える。

五 園児の年齢は、年度の初めの日の前日における満年齢とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第六条第三項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第六条第三項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

（子育て支援課）

福島県条例第七十二号

福島県児童福祉施設条例の一部を改正する条例

第一条 福島県児童福祉施設条例（昭和三十九年福島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「福島県ばんだい荘わかば」を「福島県立乳児院及び福島県ばんだい荘わかば」に改める。

第四条の見出し中「等」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第一項中「指定管理者」を「福島県ばんだい荘わかばの指定管理者」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

福島県立乳児院の指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

一 児童福祉法第三十七条の規定に基づき、同法第四条第一項第一号に規定する乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、同項第二号に規定する幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うこと。

二 福島県立乳児院の維持管理に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、施設の設置の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第四条の次に次の一条を加える。

（指定管理者の義務）

第四条の二 指定管理者は、業務の遂行に当たっては、県民の平等な利用を確保しなければならぬ。

2 指定管理者は、業務の遂行上知り得た個人情報（個人に関する情報であつて、特

定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）その他の情報を適切に取り扱わなければならない。

第五条中第四項を第五項とし、第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

福島県立乳児院の指定管理者においては、その入所定員又は養育能力に余裕があるときは、あらかじめ知事の承認を受けた範囲内で、児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置を受けた児童以外の児童についても、福島県立乳児院を利用させることができる。

第八条第一項中「指定管理者」を「福島県ばんだい荘わかばの指定管理者」に、「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、同条第二項中「指定管理者」を「福島県ばんだい荘わかばの指定管理者」に、「第五条第三項」を「第五条第四項」に改める。別表第一乳児院の部を次のように改める。

乳児院	福島県立乳児院	郡山市大町二丁目一番一六号	一五人
-----	---------	---------------	-----

第二条 福島県児童福祉施設条例の一部を改正する条例（令和三年福島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の改正規定中「福島県ばんだい荘わかば」を「福島県立乳児院」に、「及び」を「」に改め、「（以下「指定管理者管理施設」という。）」を削る。

第四条第一項第三号及び第四号並びに第八条第一項及び第二項の改正規定中「第四条第一項第三号及び第四号」を「第四条第二項」に、「指定管理者管理施設」を「福島県大笹生学園又は福島県ばんだい荘わかば」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の福島県児童福祉施設条例第三条の規定による指定管理者の指定の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（児童家庭課）

福島県条例第七十三号

福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項に次の一号を加える。

六 災害応急作業等手当

第八条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 災害応急作業等手当は、県立学校職員の例により支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県市町村立学校職員の給与等に関する

る条例は、令和六年一月一日から適用する。

(職
員
課)